

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標		
環境・体制整備	1		6	その日ごとの児童の人数や特性に合わせて1階、2階スペースを使い分けております。また、職員が目が届くよう機の配置等を工夫しております。			
	2		6	職員数は、配置基準を満たして対応しております。随時児童に合わせて人員の確保、適正な配置を行って療育見守りを十分に行える配置となっております。			
	3		5	1	現在、車いすや視覚聴覚障害のある児童は利用していませんが、児童が生活しやすい環境づくりを日頃から心がけています。事業所入り口に段差や階段がありますが、職員の付き添いや階段の手すりに目印をつけて手すりを握りやすくしています。児童、職員ともに動線確保を意識しています。	今後も生活空間は児童に分かりやすい構造になるよう配慮を続け、段差がある場所や2階に上がる際には、職員が必ず付き添い安全への配慮を心がけてまいります。	
	4		6		生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、児童たちの活動に合わせた空間となっている		
業務改善	5		5	1	毎朝朝会でミーティングを行い、月2回のリフレクシオン等では、課題があれば自由に話し合える場を設けて職員全員が参画しております。	今後も継続して職員間での目標設定と振り返りに取り組み、業務を充実したものにまいります。	
	6		6		保護者様向け評価表を活用するなどによりアンケート調査を実施して保護者様の意向等を把握し、業務改善につなげている		
	7		6		事業所向け自己評価表及び保護者様向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	今後も公式Webサイトで公開してまいります。	
	8		Ω	Ω	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。	
適切な支援の提供	9		6		職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	社内オンライン動画などで事業所内研修を行い、資質の向上に努めております。外部からの研修案内もあるため、日程が合えば参加をしておりますが、送迎等の業務の関係で参加できないことも多くあります。	
	10		6		アセスメントを適切に行い、児童と保護者様のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	保護者様の意向、児童の様子、今後の課題を踏まえた支援計画を作成しています。	
	11		6		児童の適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	統一されたアセスメントシートを使用しております。	
	12		6		児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	児童発達支援ガイドラインを踏まえ、具体的な支援内容を設定された支援計画を作成しております。	
	13		6		児童発達支援計画に沿った支援が行われている	どの職員も支援計画を確認することができるように工夫を行い、充実した支援に繋がっております。	
	14		6		活動プログラムの立案をチームで行っている	児童の様子等の情報共有を行い、立案をするように心がけています。	
	15		6		活動プログラムが固定化しないよう工夫している	年間を通して季節に応じたレクリエーション活動や製作活動、日々の療育学習など楽しく取り組めるように工夫した支援を行っています。職員が固定化しないよう意識的に日々、違う職員が療育に入るよう工夫を行っています。	
	16		6		児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	保護者様のご意向や職員からの情報を考慮しながら、個別・集団を組み合わせて児童の発達年齢に合わせて計画を作成しております。	
	17		6		支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	リフレクシオンや連絡用ファイル、ホワイトボード、朝会等で細かに情報共有を行っています。	
	18		3	3	支援終了後は、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	送迎の関係で職員間の振り返りが難しい場合もあります。気づいた点や困った点については児童発達支援管理責任者に伝え、後日職員間での共有をしています。	送迎や休みでその日のうちに情報共有ができない場合には、職員連絡ノートにより確認、押印しております。
19		6		日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	毎日の支援の内容や児童の様子について正確に記録を取っています。また全職員が確認できるようにしています。		
20		6		定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	半年に1度以内の頻度で必ず見直しを行っています。また保護者様の意向を踏まえて児童に合った支援計画の立案、課題の設定をしています。		
関係機関や保護者様との連携	21		6		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその児童の状況に精通した最もふさわしい者が参画している	担当者会議には、児童の状況を把握している児童発達支援管理責任者が参加しております。	
	22		5	1	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	関係機関等とは電話連絡などで支援活動についての相談などの連携を行っております。	今後も、継続して関係機関との連携につとめてまいります。
	23		6		（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24		6		（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）児童の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25		5	1	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	保護者様からの依頼で関係機関と連携を図る場合もあります。	今後も各機関に出向き実際に児童の様子を見ながら情報共有や相互理解ができるよう努めてまいります。
	26		5	1	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	支援内容の情報共有や相互理解を図り、就学後へつなげられるようにしております。	今後も各機関に出向き実際に児童の様子を見ながら情報共有や相互理解ができるよう努めてまいります。
	27		5	1	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	適時情報収集をおこない、オンライン受講できるものは受講しております。	今後も会議には積極的に参加し、助言を求め、より良い支援に繋がってまいります。
	28		1	5	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流などの外部の児童と活動する機会がある	現在、交流は行っていません。	感染症予防のため、実施予定はありませんが、今後保護者様のご意向を伺ったうえで検討してまいります。
	29		1	5	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	現在、参加はしていません。	感染症予防のため現時点で参加予定はありませんが、今後、自立支援協議会の活動にも協力しているよう検討してまいります。
	30		6		日頃から児童の状況を保護者様と伝え合い、児童の発達状況や課題について共通理解を持っている	保護者様が事業所にお迎えに来られた際や送迎時など日々の児童の状況（課題や成長）を伝え合う、また日々の連絡帳（利用の様子）を書くことを行い、共通理解をもてるように取り組んでおります。	
保護者様への説明責任等	31		4	2	保護者様の対応力の向上を図る観点から、保護者様に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	保護者様より要望がある場合は家庭でもできる療育のヒントになるように療育で使用した課題（道具）や動画を閲覧していただき、アドバイスなどもさせていただいております。	より良いサポートができるよう研修等があり、能力の向上に積極的に参加をさせていただき、今後の改善に努めてまいります。また今後も家庭連携を通して保護者様の困りに寄り添う支援ができるよう努めてまいります。
	32		6		運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	契約時に児童発達支援管理責任者が対応し、質問事項に答えられるように配慮しております。利用料の請求書をお渡しする際は、分かりやすい説明となるよう心がけています。法令等の変更時は文書にて説明をおこなない、ご不明な点等があれば、随時対応させていただきます。	
	33		6		児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から児童発達支援計画の同意を得ている	ガイドラインから該当児童に必要な支援を選択し「児童発達支援計画」を作成しております。契約の際には、児童発達支援管理責任者より詳しい説明をおこない同意をいただいております。	
	34		6		定期的、保護者様からの子育の悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	送迎時の面談や、連絡帳のやりとりなどで、いつでも気軽に相談していただけるよう日頃から努めております。また保護者様からの申し出があった場合には、優先的に時間の確保を行い相談に応じるように心がけております。	
	35		6		父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりするなどにより、保護者様同士の連携を支援している	保護者会を開催したことはありません。	感染症予防のため現時点で実施予定はありませんが、今後検討してまいります。
	36		6		子どもや保護者様からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、児童や保護者様に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	送迎時や連絡帳などを活用していただき、日頃から相談いただいております。その際には、事業所に持ち帰り職員間で話し合い、すぐに保護者様へ回答させていただいております。今後も児童の成長・変化に合わせた支援ができるように迅速な対応を心がけてまいります。	
	37		6		定期的に行事等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している	定期的に「COMPASS だより」を発行しております。児童の連絡帳カレンダーには、行事や活動写真を載せてご紹介しております。またYouTube、公式Webサイトのブログで事業所の活動内容をご紹介しております。	
	38		6		個人情報の取扱いに十分注意している	個人情報が出ないように鍵付き書庫に保管しております。今後も取り扱いは十分注意を払い、また施錠可能な書庫に保管してまいります。	
	39		6		障がいのある児童や保護者様の意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	特性に踏まえて口頭・筆談などあらゆる手段を活用し情報伝達に努めております。今後も児童の特性に充分配慮した意思疎通をおこない、保護者様へも丁寧な説明を心がけ、情報伝達と意思疎通の手段を選択してまいります。	
	40		6		事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を行っている	現時点では招待する機会はありません。長期休暇中は児童達と近くのスーパーへ行き、地域の人と関われるようにレクリエーション活動を行いました。	感染症が落ち着きましたら、保護者様のご意向をうかがい、療育に影響のない範囲で企画運営の検討をおこなってまいります。
非常時等の対応	41		6		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者様に周知するとともに発生を想定した訓練を実施している	各種マニュアルはわかりやすい場所に掲示・保管し職員に周知しております。保護者様へお知らせを継続し緊急時に職員が適切に対処できるよう年間を通して避難訓練をおこなってまいります。	
	42		6		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	年に1度、非常災害訓練を実施しており、訓練実施後には便りでも保護者様へ伝えております。また定期的にマニュアルの確認を行っており、非常用備蓄食も用意しております。	
	43		6		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を把握している	定期的に、服薬等の変わりはないか保護者様へ確認を行っております。また必要な情報を把握し、職員間で情報共有をおこなっております。	
	44		5	1	食物アレルギーのある児童について、医師の指示書に基づき対応がされている	保護者様からの聴取をもとに、職員間での把握し、一覧表をわかりやすい場所に掲示しております。	医師の指示書を順守し、周知を徹底し、都度振り返り、共有情報を更新されているかなどを注意をしております。食物の提供を行う場合は事前に保護者様への再確認を行うなど、細心の注意を払ってまいります。
	45		6		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	事例についてしっかりと記録を残し、危険な要因の把握や再発防止に努めております。今後も同様に記録を残し、事故防止に努めてまいります。	
	46		6		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	例年行われる行政関係の研修に参加するようしております。また、研修記録を作成し他の職員に情報共有をしております。	
	47		6		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、児童や保護者様に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	契約時に、生命および身体を保護するためにやむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ文書により保護者様の同意を得るようになっています。また、個別支援計画にも文書で記載し同意を得ております。「やむを得ず」の状態については、組織的に判断し、安易な判断にならないように十分留意します。	

〇この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。